

特定複合観光施設区域の整備 の推進に関する法律(案) (IR推進法案)

民主党・政務調査会・内閣部門会議(1月31日)

目的

特定複合観光施設(IR)

カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設で、民間事業者が設置及び運営をするもの

特定複合観光施設区域

特定複合観光施設を設置できる区域として別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき、主務大臣の認定を受けた区域

法目的

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定め、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することによりこれを総合的かつ集中的に

推進す

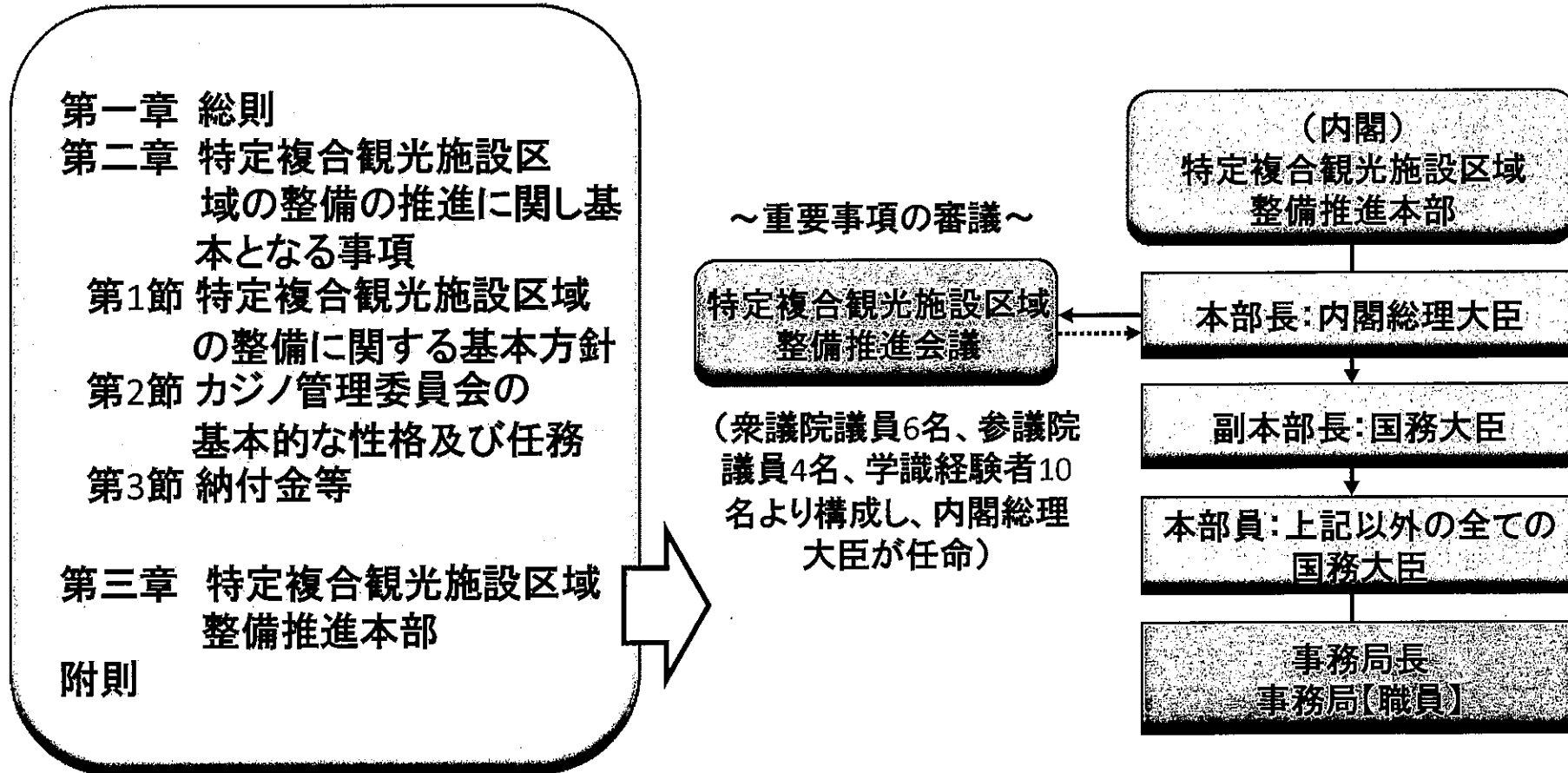
- ① あくまでも「推進」法。基本方針を定め、推進することが目的。
- ② 推進法制定後、民意を反映しつつ、議論を深め、別途法律を制定し、初めてカジノの違法性を阻却できる。
- ③ 安全性、健全性を担保し、国民の懸念を払しょくできる措置をとることが全ての前提。

IR推進法 1)

交付後3ヶ月以内に内閣に推進本部を設置し、詳細を詰め、必要な措置及び施策を実施するための法制上の措置その他の措置を交付後2年以内に講じる。

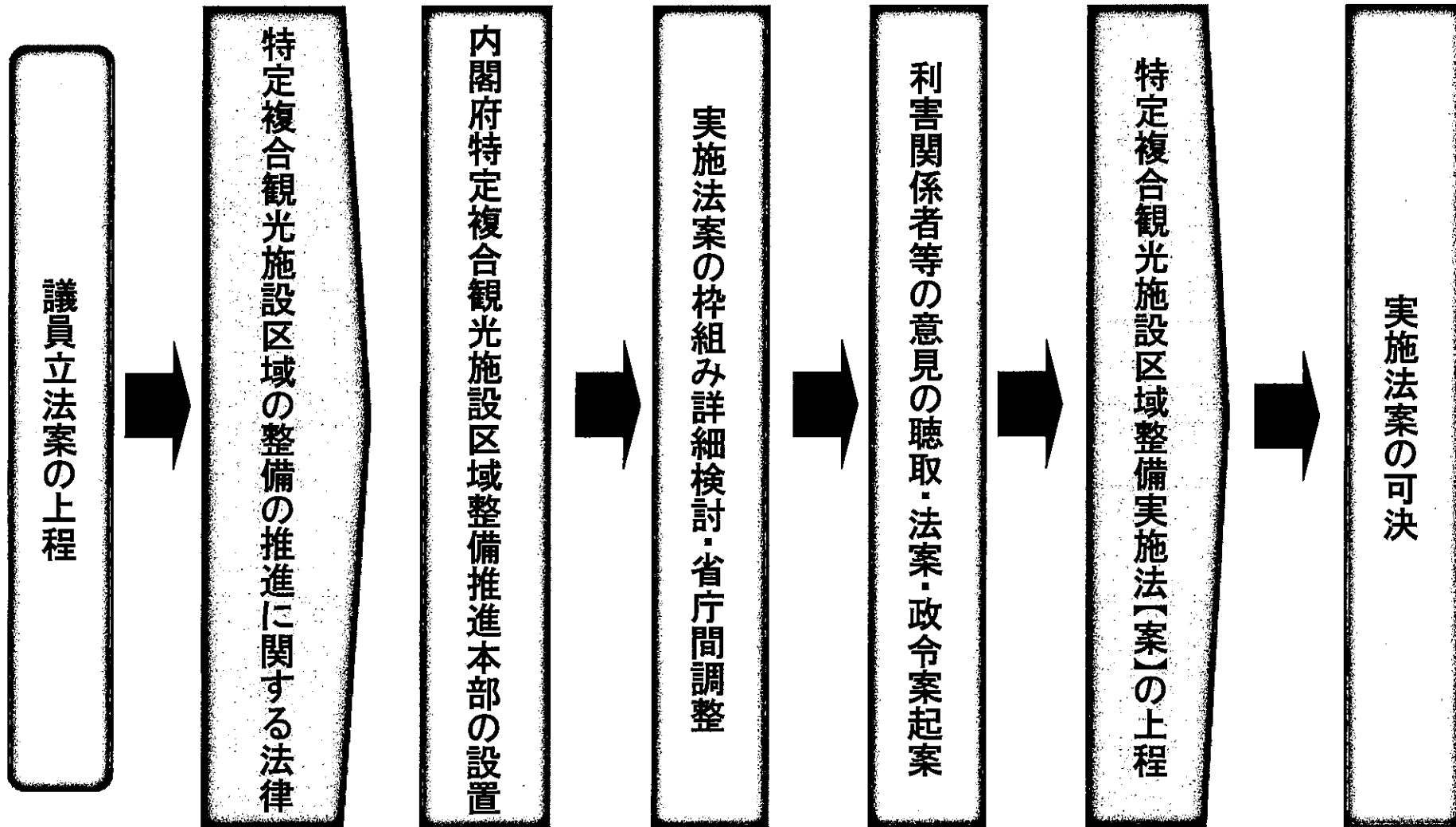
基本法的性格

手続き法的性格



推進本部の権能:総合調整、必要な法律案・政令案の策定、関係機関団体との連絡調整等を担い、推進を総合的かつ集中的に行う

実現の手法は二段階



.....→
交付後3ヶ月以内

交付後24ヶ月以内に必要な法的措置

IR推進法 2)

実施に際し必要となる措置の項目や枠組みを基本事項として規定する

基本法的性格

第一章 総則
第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項
第1節 特定複合観光施設区域の整備に関する基本方針
第2節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務
第3節 納付金等

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

附則

手続き法的性格

法目的に適う国による地方公共団体による優れた特定複合観光施設区域構想の指定

民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用等の必要な措置

国の機関によるカジノ施設関係者に関する許可、認可、免許と厳格な規制・監視に関する措置

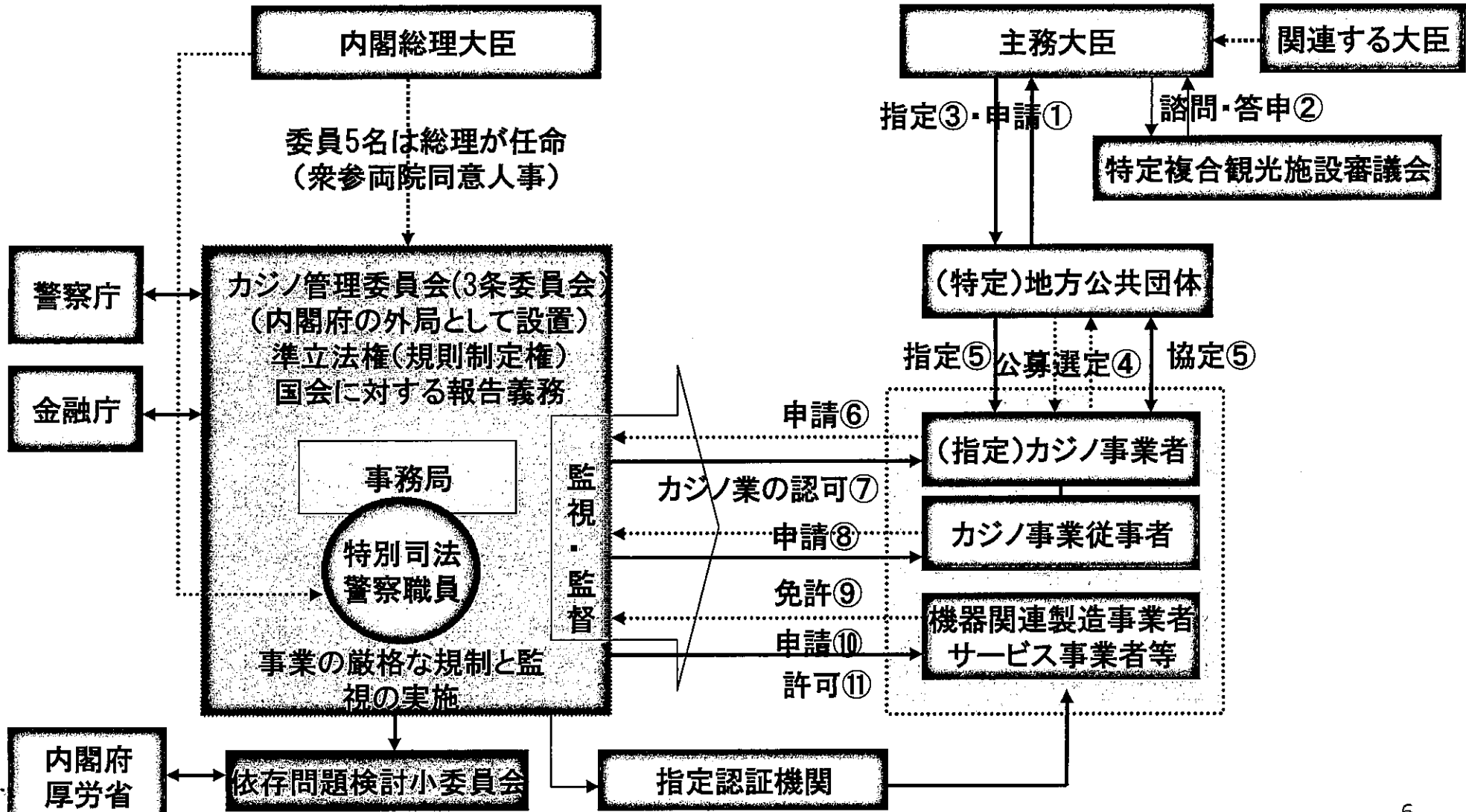
不正行為の防止及び有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

カジノ施設関係者の許可、認可、処分、監視・管理を担う国の機関を内閣府の外局として設置

超党派議員連盟「国際観光産業推進議員連盟」(古賀一成会長)が検討してきた素案をブループリントとして、これを検証し、詳細化する(ゼロからの出発ではない)

実施法のイメージ

国際観光産業推進議員連盟が検討してきた素案



今後の推進の在り方

あるべき方向性：継続的な検討

推進法制定後、国民の理解と支持を得つつ、慎重に枠組みの詳細を検討する。

当面実現する施設区域を限定し、その経済的効果や影響度を見極めたうえで段階的にIRを我が国に実現する。

安心、安全を確保し、健全性、公正さを担保できる制度構築が全ての前提になる。

公平、透明な手順規定を設け、特定複合観光施設区域の指定や民間事業者の選定がなされるように図る。

実施法の詳細検討実務は政府に委ねつつ、特定複合観光施設区域整備推進会議を通じ、立法府も重要事項の検討に参画し、政治主導で実施法の実現を図る。

